

1. 件名：福島第一原子力発電所3号機 SFP 一次系入口圧力低下事象における運転上の制限の判断に係る面談
2. 日時：令和3年12月23日（木）16：15～16：45
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡管理官補佐、大辻室長補佐、高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー（テレビ会議システムによる出席）
プロジェクトマネジメント室 担当2名
廃炉安全・品質室 担当6名
福島第一原子力発電所 担当3名
5. 要旨：
 - 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、3号機SFP一次系入口圧力低下事象における運転上の制限の判断について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - 3号機 SFP 一次系入口圧力低下事象における運転上の制限の判断について
 - ✓ 実施計画Ⅲ章第1編第22条は、SFP 循環設備一次系系統水の建屋外への漏えい防止を目的として設定したものであること。
 - ✓ そのため、漏えい水が建屋外へ漏えいまたは漏えいの可能性がある場合に、運転上の制限を満たさないと判断すること。
 - ✓ 本事象においては、建屋外への漏えいがないことを確認していることから、現時点では運転上の制限を満足していると判断していること。
 - 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の項目について対応を求めた。
 - ✓ 実施計画Ⅲ章第1編第22条についての東京電力の考え方は理解したが、現在の条文の記載内容では、建屋外への漏えい防止が目的である旨が読み取れないことから、速やかに実施計画の適正化を行うこと。

6. その他

資料：

3号機 SFP 一次系入口圧力低下事象における運転上の制限の判断について

以上